

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい ちゅういてん 外国人労働者の方が受講する際の注意点

けんせつぎょうろうどうさいがいぼう しきょうかいさいたまけん し ぶ
建設業労働災害防止協会埼玉県支部

こうせいろうどうしょう がいこくじん にほんご りかいりよく はいりよ ぎのうこうしゅう じっし つうたつ
厚生労働省より「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」の通達が
なされ、とうろくきょうしゅうきかん ぎのうこうしゅう じゅこう がいこくじんろうどうしゃ かた にほんご
登録教習機関は、技能講習を受講する外国人労働者の方へ、日本語についての
りかいりよく じぜん かくにん のぞ
理解力を事前に確認することが望ましいとされました。

かくこうしゅう にほんご りかい ないよう どうよう りかい
また、各講習については、日本語を理解し、その内容についても同様に理解できなければ、
きょういくぎむ は みと
教育義務を果たしたものと認められません。

とうしふ かいさい こうしゅうかい にほんご しょう にほんご こうぎ
当支部において開催している講習会については、日本語のテキストを使用し、日本語による講義
しゅうりょうしけん どうよう にほんご しょう しけん
をおこなっております。また、修了試験がある講習につきましても、同様に日本語を使用した試験
もんだい
問題となっております。

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう じぎょうしゃ かた こうしゅうじゅこう にほんご
つきましては、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は「講習受講における日本語
りかいりよくかくにんしよ べつし ぎのうこうしゅう いしわたちょうさしゃこうしゅうよう あんぜんえいせいきょういくとうよう こじん じゅこう
理解力確認書〔別紙1(技能講習・石綿調査者講習用)・(安全衛生教育等用)〕」、個人で受講
きぼう がいこくじんろうどうしゃ かた こうしゅうじゅこう にほんご りかいりよくしんこくしよ べつし ぎのうこうしゅう
を希望する外国人労働者の方は「講習受講における日本語理解力申告書〔別紙2(技能講習・
いしわたちょうさしゃこうしゅうよう あんぜんえいせいきょういくとうよう きにゅう うえ こうしゅうもうし こ じ ていしゅつ
石綿調査者講習用)・(安全衛生教育等用)〕」をご記入の上、講習申込み時にご提出くだ
さい。

もうしこ さい かき がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい ちゅういじこう かくにん
なお、申込みをされる際には、下記「外国人労働者の方が受講する際の注意事項」をご確認
くだ
下さい。

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい ちゅういじこう 《外国人労働者の方が受講する際の注意事項》

つうやく じゅこう ほさ かた どうせき で き
◎通訳や受講の補佐をする方の同席は出来ません。

こうしゅうちゅう こうし じゅこうせい かんじ よ かた にほんご いみ しつもん で き
◎講習中に講師やほかの受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することは出来ま
せん。

にほんご りかいりよく かくにんしよ しんこくしよ ないよう こと じむきよく はんだん ばあい
◎日本語の理解力について、確認書または申告書の内容と異なると事務局が判断した場合
は、とちゅうたいせき ねが ばあい こうしゅうじゅこうりよう だいきんとう
は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、講習受講料、テキスト代金等は
へんきん
返金いたしません。

しゅうりょうしけんもんだい かんじ ふ しけんもんだい きぼう ばあい
◎修了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビが振られた試験問題を希望される場合
は、ていきょう ごうかくてん たつ ばあい しゅうりょうしよく はっこう
は、提供いたします。なお、合格点に達しない場合、修了証は発行いたしません。また、
ほこうとう さいしけん おこな
補講等・再試験は行いません。（※石綿調査者講習のみ再試験あり）